

## 【文教福祉委員長報告】

おはようございます。

文教福祉委員長報告を行います。

去る3月1日に開催された本会議において、本委員会に付託された議案その他について、12日に委員会を開催し、審査を致しました。その結果と経過について報告を行います。

議第2号・議第3号・議第4号・議第5号・議第6号・議第7号・議第8号・議第9号・議第10号・議第11号・議第12号・議第30号・議第31号・議第32号・議第33号・議第34号・議第35号・議第37号・議第38号・議第39号・議第45号・議第46号・議第47号

以上議決案件23件につきまして、議第2号・3号・4号・12号・30号・31号・32号・33号・34号・35号・37号・38号・39号は全会一致、議第5号・6号・7号・8号・9号・10号・11号・45号・46号・47号は賛成多数により、執行部提出原案どおり可決すべきものと決しました。

以下、主な経過を報告いたします。

「議第5号 安来市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について」は、平成30年4月から始まる国保の都道府県単位化に伴う制度改正により、保険税率等を改正するものとして、税率設定にあたっては昨年、国民健康保険運営協議会から受けた答申に基づき、被保険者の負担が現行水準を保つよう、また一人当たり保険税額の増減が0となるよう、前期高齢者交付金精算分に基金を充てることとし、基金の取り崩し額を約3千万円と決定し、この基金約3千万円の取り崩し分は、医療分に充当するなど、それぞれの具体的な金額及び比率について説明を受けました。

委員からの、国保税額の増減が0ではなく引き下げるために基金を使われるべきではないかという質問に対し、執行部より、保険者としては市民が平等に医療を受けられるために、短期的な視点ではなく長期的な視点に立ち、本制度を維持していかなければならないという責任があり、今回は一人当たり保険税額の現行水準を保つため基金を投入したが、今後においては示された納付金を納めるため、不測の事態に備え、基金を保有しておかなければならないとの回答がありました。

「議第6号 安来市介護保険条例の一部を改正する条例制定について」「議第7号 安来市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」「議第8号 安来市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」「議第9号 安来市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」「議第10号 安来市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」「議第11号 安来市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例制定について」は、6件を一括議題として、議第6号は、第7期介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険の3年間の総給付費等を算出し、第1号被保険者の介護保険料率を改正するもの、議第7～10号は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令により、国の基準が改正されたため、準拠している市条例を改正するもの、議第11号は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の改正により、県条例で定められていた権限が市町村に委譲されたため、県条例を引き継ぐものであるとそれぞれの説明がありました。

委員より、介護保険料の引き上げについては懸念の声もありましたが、質の高いサービスを提供するには費用がかかり、本人負担を軽くしてサービスの質を上げることはこれから先、難しいであろうという意見が多く出ました。執行部には質と費用のバランスをうまく取り、指導して欲しい、また、県から移譲された事業については、負担が増えた分、県や国から補填してもらわなければいけない。上に対してもきちんと伝えていただきたいとの要望がありました。

以上、文教福祉委員長報告と致します。